

業務用冷凍空調機器のユーザーみなさまへ

点検が義務化 されました。

一定容量以上の機器は、
有資格者による
点検が必要となります。

フロン類が充填された
業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の
管理者(ユーザー様)が対象。

点検対象機器の例



店舗・オフィスエアコン



ビル用マルチエアコン



設備用・工場用エアコン



点検は、
プロに
おまかせ
ください!

以下のような場合、**管理者(ユーザー様)に罰則が科せられます!**

- ・フロンをみだりに放出した場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。**
- ・「機器の点検」、「漏えい対処」、「記録の保管」の「判断基準」に違反した場合、**50万円以下の罰金。**
- ・国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告は**20万円以下の罰金。**
- ・都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合は**20万円以下の罰金。**
- ・算定の漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合は**10万円以下の過料。**

点検対象機器

第一種特定製品 | 冷媒としてフロン類が充填されている機器を指します。

業務用空調機器

パッケージエアコン、ターボ冷凍機、チラー、スクリュール冷凍機、スポットエアコン、ガスヒートポンプエアコン、除湿器など



業務用冷凍・冷蔵機器

コンデンスユニット、冷凍・冷蔵ショーケース、冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置、ヒートポンプ給湯機など



管理者(ユーザー様)が取り組むこととして

機器の点検

簡易定期点検
全ての第一種特定製品

定期点検
第一種特定製品うち、一定規模以上の業務用機器

漏えいの対処

フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは**原則禁止**。
適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません。

記録の保管

機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置した時から廃棄するまで**保存**しなければなりません。

算定漏えい量の報告

使用時漏えい量が「1,000CO₂-ton」以上漏えいした事業者(法人単位)は、所管大臣に**報告義務**があります。

※1,000CO₂-tonはR22・R410A冷媒約500kg、R32冷媒約1,500kgに相当。

点検内容

全ての第一種特定製品について、3ヶ月に1回以上管理者自身で「**簡易定期点検**」を行う必要があります。さらに管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の場合には有資格者*による「**定期点検**」を行う必要があります。

※冷媒フロン類取扱技術者等

点検種別	対象機器	電動機定格出力	点検頻度	点検内容
自身での 簡易定期点検	点検対象機器 全て	点検対象機器 全て	3ヶ月に 1回以上	目視確認による ①異常音・異常振動 ④錆び ②外観の損傷 ⑤油漏れ ③摩耗及び腐食 ⑥熱交換器の霜の その他の劣化 付着の有無 <small>※冷蔵機器及び冷凍機器の場合、上記項目に加え庫内温度の確認</small>
	有資格者による 定期点検	エアコンディショナー	50kW 以上	1年に 1回以上
7.5~50kW 未滿			3年に 1回以上	
冷蔵機器及び 冷凍機器	7.5kW 以上	1年に 1回以上		

フロン排出抑制法に関するお問合せ先

- 経済産業省 オゾン層保護等推進室 TEL(03)-3501-4724
- 環境省 フロン等対策推進室 TEL(03)-3581-3351

●このチラシは2015年2月現在のものです。●このチラシに掲載の仕様は改良のため予告なしに変更する場合があります。●印刷条件により製品色が実際と多少異なる場合があります。●このチラシについてのお問い合わせは、お近くの販売店または下記へおたずねください。

ダイキン工業株式会社 空調営業本部

ダイキンコンタクトセンター お客様総合窓口

本社 〒530-8323 大阪府北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル (全国共通)
東京支社 〒108-0075 東京都港区港南二丁目18番1号 JR品川イーストビル (フリーダイヤル)

☎ **0120-88-1081**

インターネット上の「ダイキンエアコン」ホームページのアドレスです。 <http://www.daikin.co.jp/aircon/>